公布された条例のあらまし

◇奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

1　入学料等の減免等

東日本大震災により被災した者及びその者が扶養する者に係る入学考査料、入学料、科目等履修料及び科目等履修資格認定料については、知事は、必要があると認めたときは、減免し、又は還付することができることとした。

2　施行期日等

公布の日から施行し、平成二十三年度以後の入学に係る入学考査料及び入学料並びに同年度以後の科目等履修に係る科目等履修料及び科目等履修資格認定料について適用することとした。